令和７年４月１４日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

１、開催日時：令和７年４月１４日（月）
　　午後２時００分から午後３時００分

２、開催場所：高森総合センター　２階　大会議室

３、出席委員

1番	松岡　浩吉	2番	中川　浩志	3番	後藤　賢治
4番	冨永　安弘	5番	住吉　栄男	6番	杉田　年徳
7番	瀬井　悦老	8番	津留　孝二	9番	野尻　昭生
10番	芹口　民雄	11番	二子石富士夫	12番	篠田　晶子
13番	中川　和子	14番	安藤　吉孝		

４、欠席委員　　なし

５、議事日程

第１　議事録署名委員の指名に関する件

第２　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

第３　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件

第４　農地法第４条第１項の規定による許可申請に関する件

第５　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件

第６　農業経営基盤強化促進法１８条第１項の規程による農用地利用集積計画（案）の承認について【特例事業】

６、農業委員会事務局職員

局長　　芹口　孝直
係長　　今村　翔太
参事　　後藤　健一

事 務 局　　農業委員会の第１回目の総会を開会いたします。
本日の出席者１４名、農業委員会会議規則第６条の規定により、過半数の出席で総会成立となることを御報告いたします。
それでは、会長に御挨拶いただきたいと思います。

会　　長　　皆さん、こんにちは。
高森町も桜が咲いて、これから農家も種まき、植付け等、だんだんと忙しくなってくる頃じゃないかと思っております。
今日は、本当にお忙しい中、第１回目の農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。
では、皆さん、これからいろんな審議がございますが、よろしくお願いいたします。
では、議事を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

事 務 局　　会長、ありがとうございました。
それでは、会議規則第４条の規定により、会長が議長となるとありますので、会長に議長をお願いしたいと思います。

議　　長
では、**「議第１号」**
事 務 局　　高森町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和７年４月１４日提出、高森町農業委員会会長　芹口　民雄。

議　　長　　議事録署名委員ですが、こちらからの指名となっていますので、今回は３番委員、４番委員にお願いしたいと思います。
よろしくお願いします。
それから、今回は、改選後、初めての議事でございます。
通常ならばそれぞれの地区の委員さんから、内容の説明をしていただきますが、今回は第１回目ということですので、事務局から報告並びに審議内容の説明をお願いします。
次回の総会から議案については、それぞれの担当委員から御説明をいただきます。
では、よろしくお願いします。

「報告第１号」
事 務 局　　農地法第３条の３第１項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。
令和７年４月１４日提出、高森町農業委員会会長　芹口　民雄。

議　　長　　はい。では、これは報告ですので、事務局から報告をお願いします。

事 務 局　　４ページをお開きください。
こちらは農地を相続した場合、届出書を農業委員会まで提出していただいております。
届出書を提出していただき、直近の農業委員会の総会にて報告しているものです。
報告案件については、毎回、農業委員会の事務局より説明を行っております。
番号１、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記の通り、届出事由につきましては夫から妻への相続です。
補足資料を御準備いただきますようお願いします。
補足資料は、３ページから５ページの赤枠で囲ってある筆です。
事務局からの説明は以上です。

議　　長　　はい。これは相続ですので、報告に代えさせていただきます。

「議第２号」
事 務 局　　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和７年４月１４日提出、高森町農業委員会会長　芹口　民雄。

議　　長　　はい。これは通常ならば、各地区担当委員の方から御説明いただきますが、今回は事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局　　６ページをお開きください。
ここからは議案案件です。
農地の売買、交換、貸し借り、贈与等が、この農地法第３条に該当します。
農地法第３条申請の許可は、農業委員会です。
通常、内容の説明は、各案件の担当地域の委員さんが、現地確認と、総会時に説明をしていただいております。
許可基準等につきましては、事務局が補足いたします。
今回議案の説明は、事務局よりいたします。

番号１、譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては下記の通り、山林との交換です。
補足資料は、７ページから９ページです。

議　　長　　はい。ありがとうございました。

事 務 局　　許可基準の補足をさせていただきます。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第３条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議　　長　　はい。御質問がありますか。

（複数委員）　ありません。

議　　長　　なければ可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　はい。

事 務 局　　こちらの案件につきましては、所在地が大字〇〇ですので、通常であれば担当委員は３番委員です。
もし、〇〇とか〇〇の議案が審査に上がってきましたら、現地確認をしていただいき、総会で、今、事務局が説明したとおり、内容を説明していただきます。

続きまして、番号２です。
こちらは、農地の所在地が〇〇なので、通常であれば５番委員に現地確認をしていただくこととなります。

譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては下記の通り、農業経営縮小のため、農地を売買したいということで申請があっております。
補足資料は、１０ページから１２ページです。
説明は以上です。

議　　長　　はい。では、補足説明をお願いします。

事 務 局　　許可基準の補足をさせていただきます。
　申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第３条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
　以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
　事務局からの補足は以上です。

議　　長　　はい。

事 務 局　　今、事務局から補足させていただきました３条の許可基準を簡単にご説明いたします。

　まず、この農作業常時従事要件というのは、農家の方が年間１５０日以上農作業に従事しているかが、許可要件となっております。
　事務局にこの申請書が出た時点で、譲り受ける方が年間１５０日以上、農業に従事しているか確認します。

　次に、地域との調和要件というのがございます。
　皆さんご経験がある方もいらっしゃるかと思いますが、中山間とか、多面事業、また、地域での、草刈りとかの各種共同活動を行っていただくことが、地域との調和が保たれているということです。
　この要件もクリアしているか、確認しております。

　３条における権利移動、小作契約については、基本的には農家ではないと受け手となれないので、こういった要件を満たす必要があります。
　事務局から、説明させていただきました。

議　　長　　はい。何か御質問か何かありますか。

14番委員　　譲受人の方が、この申請地まで来て、農作業されるということですか。

事 務 局　　はい。１４番委員の御質問にお答えしたいと思います。
　買われる方は、町外の方ですが、こういった申請の場合は、譲受人が農地を所有しているかどうかも許可判断基準となります。

その根拠書類として、耕作証明書も提出されております。
今回、この土地を買って耕作したいということで申請が上がっておりますので、今回、議案をご提出いたしました。

議　　長　　よろしいですか。

14番委員　　はい。

議　　長　　ほかにございませんか。

（複数委員）　　はい。

議　　長　　なければ、この２番も可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　　はい。

事 務 局　　続きまして、番号３です。
譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請事由につきましては下記の通り、農地の集積のため、農地を購入したいということで申請があっております。
補足資料は、１３ページから１５ページです。
今回は、申請人が前農業委員会会長で、担当区域の委員でした。
通常であればそれぞれの、担当委員に現地確認をしていただき、総会で説明していただくこととなるのですが、こういう場合は利害関係があるため、現地確認は申請地に近い別の区域の農業委員に、確認をしていただき、総会時もその委員より説明していただくこととなります。
総会時に、農業委員が利害関係者となる場合には、議案審議中は、一時的に退席していただいております。
事務局の説明は以上です。

議　　長　　はい。

事 務 局　　許可基準を補足させていただきます。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第３条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当

であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議　　長　　はい。では、この審議について御質問ございませんか。

（複数委員）　　ありません。

議　　長　　なければ、この件についても可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　　はい。

議　　長

「議第３号」

事 務 局　　農地法第４条第１項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和７年４月１４日提出、高森町農業委員会会長　芹口　民雄。

議　　長　　はい。では、事務局から御説明をお願いします。

事 務 局　　８ページをお開きください。
こちらは自己所有の農地を、農地以外に地目を変更する、通称、農地転用がこの農地法の第４条に該当します。
農地法第４条の許可権者は、熊本県です。

議案の説明は３条と同様、案件の担当地域の委員に現地確認、総会時に説明をしていただきます。
こちらも許可基準等の補足は事務局がいたします。
今回は、事務局から説明します。

番号１、申請者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、記載のとおりです。
転用理由につきましては、父の代に無断で植林をしてしまったため、正式に４条申請をしたいということです。
補足資料は、１７ページから１８ページです。
このように、農地法の許可を受けずに植林をしてしまっている事例が非常に多い案件です。
たとえ、植林してしまっても、追認という形で申請していただければ、許可が下りることもありますので、そういったところを知っ

ている、または、地権者も知っている場合がありましたら、農業委員さんから御指導、または、農業委員会事務局までご連絡いただきますようお願いします。

この農地につきましては、Ａ３のカラー刷りの農地区分の資料を配っておりますが、農振農用地、農地転用の制限がかかっている土地に入っておりました。

農振地とは、農業振興地域整備計画という、県が定めた計画がございます。

その計画内の農地のことで、農地としてのみの利用制限がかかり、原則、地目変更ができません。

この場合は、農振地から除外、外したいということで手続をしていただき、県から同意ということで、除外してもいいですよということになれば、その後、今回の議案のように農業委員会に申請書をしていただき、許可後に地目変更という手続の流れです。

農振地から除外する場合は、今回みたいに明確な事業計画、例えば農地として管理できないので、山林として管理したいと明確な事業計画がなければ、除外申請はできません。

必要書類や条件等がございますので、そういった御相談を受けた場合は、事務局まで御連絡をお願いします。

本案件は、令和７年２月に県より同意があり、農振地を除外されましたので、今回、転用申請がありました。

事務局からの説明は以上です。

議　　長　　はい。御質問はございませんか。

事 務 局　　許可基準を補足させていただきます。

申請書には、事業計画書、位置図、配水計画図などが添付されており、また先ほど御説明させていただいたとおり、植林をしてしまっているため、始末書も併せて提出されております。

その内容から、一般基準について、事務局としては申請に係る用地に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第２種農地です。

こちらが今、Ａ３のカラー刷りに書いてあります農地区分の第２種農地というところを御覧いただければと思います。

先ほどご説明しましたとおり、農振農用地は原則農地として利用すること。
その、利用制限がかかった農振区域を外さないと農地法の、転用申請ができない農地に該当します。

第１種農地とは、主にその周りの畑や田である農地の広がりが、１０ヘクタール以上あるものをいいます。
こちらの第１種農地は、原則転用はできません。
それと、第３種農地があります。
第３種農地というのが公共施設、役場、学校等から半径３００メートル以内にあるものを指します。
第３種農地の場合は、原則、申請いただければ転用可能という農地です。

第２種農地とは、第１種農地のように１０ヘクタール以上の農地の広がりがなく、また公共施設等も周りにもなく、あっても３００メートル以上のところにある農地が、第２種農地に該当する農地です。
この案件は、第２種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。
事務局からの補足は以上です。

議　　長　　はい。御質問ございませんか。

（複数委員）　　ありません。

議　　長　　なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　　はい。

議　　長　　はい。

事 務 局　　続きまして、番号２、申請者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積は記載のとおりです。
転用理由は、無断で材木置場として使用してしまったため、正式に転用申請をしたいということで申請があっております。
補足資料は、１９ページから２０ページです。

この農地につきましても、農振地に入っておりました。
令和７年２月に県より同意があり、農振地を除外されましたので、今回転用の申請がありました。

事務局から許可基準の補足をさせていただきます。
申請書には、事業計画書、位置図、配水計画図などが添付されており、こちらも木材置場にしてしまっているため、始末書が一緒に提出されております。
その内容から、一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。
また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第２種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。
以上のことから、総合的に見て本許可申請については許可相当であると判断しています。
事務局の補足は以上です。

議　　長　　はい。何か御質問ございませんか。

（複数委員）　　ありません。

議　　長　　なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　　はい。

議　　長　　はい。では、可決いたします。

事 務 局　　すみません。こちらの４条の本来の担当すべき農業委員の説明が、漏れておりました。
４条のこの１番は、〇〇地区なので、通常であれば３番委員、２番の議案につきましては、〇〇地区なので、担当は７番委員に現地確認と総会の説明をしていただくことになります。

議　　長　　次に移ります。

「議第４号」
事 務 局　　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和７年４月１４日提出、高森町農業委員会会長　芹口　民雄。

議　　長　　はい。では、説明をお願いします。

事 務 局　　自己所有地ではない農地を購入し、農地以外の目的に地目変更するものが、農地法第５条に該当します。
こちらの農地法第５条の申請の許可も、先ほどの第４条と一緒で、許可は熊本県です。
説明は、３条、４条と同様、担当地域の委員に現地確認、総会時に説明をしていただくことです。

この５条につきましては、土地の所在地が〇〇ですので、通常であれば４番委員に現地確認、総会時に説明していただくこととなります。

番号１、譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積は記載のとおりです。
転用理由につきましては、農地を購入し、資材置場、重機置場を整備したいということで申請があっております。
補足資料は、２２ページから２３ページです。

この農地につきましても、農振地に入っており、令和７年２月に県より同意があり、農振地を除外されましたので、今回、転用申請がありました。
事務局からの説明は以上です。

議　　長　　はい。

事 務 局　　事務局から補足させていただきます。
申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から、一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。
また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第２種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。
以上のことから、総合的に見て本許可申請については許可相当で

あると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議　　長　　はい。では、この議案について御質問・御意見等ございませんか。

（複数委員）　　ありません。

議　　長　　なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　　はい。

議　　長　　はい。では、可決いたします。

では、**「議第５号」**

事 務 局　　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。【特例事業】
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和７年４月１４日提出、高森町農業委員会会長　芹口　民雄。

議　　長　　はい。では、御説明をお願いいたします。

事 務 局　　こちらについては、承認案件ですので、事務局から説明させていただきます。

１２ページをお開きください。
本案件は、令和７年３月に策定しております地域計画内の農地を、地域の農業を担う者に売買する場合、売られる方は８００万円の税の特別控除があり、また、農地を取得される方も不動産取得税の特例措置がある事業です。

番号１です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、現況地目、面積等はここに記載してあるとおりです。
一度、熊本県農業公社という団体があるのですが、そちらに名義変更をして、農業公社から本来、買われる担い手の方に名義変更されます。
このように、２段階の申請手続が必要になる事業です。
今後、農業公社から売り渡しの準備ができ次第、今回のように総会にかける予定です。

補足資料は、２５ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってあるところの筆です。
事務局からの説明は以上です。

議　　長　　はい。御質問等ございませんか。

（複数委員）　　ありません。

議　　長　　なければ、承認をしたいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　　はい。

議　　長　　はい。では、承認いたします。
以上をもちまして、本日の審議は終わりたいと思います。
お疲れさまでした。